

本学では、法人文書の開示実施手数料について、下記「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 別表」に定める開示実施手数料の額としています。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令 別表

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2のイ項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとに100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したもの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したもの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

	チ 情報通信技術活用法の適用による方法	当該文書又は図画 1 枚につき 1 0 円
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 1 0 円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 2 9 0 円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 8 0 円 (A 3 判については 1 4 0 円、A 2 判については 3 7 0 円、A 1 判については 6 9 0 円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 1 0 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 3 0 円 (縦 2 0 3 ミリメートル、横 2 5 4 ミリメートルのものについては、4 3 0 円)
4 スライド (9 の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 3 9 0 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 1 0 0 円 (縦 2 0 3 ミリメートル、横 2 5 4 ミリメートルのものについては、1, 3 0 0 円)
5 録音テープ (9 の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1 巻につき 2 9 0 円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 4 3 0 円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 2 9 0 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1 巻につき 5 8 0 円
7 電磁的記録 (5 の項、6 の項又は 8 の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 1 0 0 枚までごとにつき 2 0 0 円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1 ファイルにつき 4 1 0 円
	ハ 用紙に出力したものの交付 (ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 1 0 円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 2 0 円

	ホ 光ディスク（日本産業規格X 0 6 0 6 及びX 6 2 8 1 に適合する直径1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき1 0 0 円に1 ファイルごとに2 1 0 円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本産業規格X 6 2 4 1 に適合する直径1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき1 2 0 円に1 ファイルごとに2 1 0 円を加えた額
	ト 電子情報処理組織を使用する方法	1 ファイルにつき2 1 0 円
	チ 幅1 2 ・7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき7, 0 0 0 円に1 ファイルごとに2 1 0 円を加えた額
	リ 幅1 2 ・7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき8 0 0 円（日本産業規格X 6 1 3 5 に適合するものについては2, 5 0 0 円、国際規格1 4 8 3 3、1 5 8 9 5 又は1 5 3 0 7 に適合するものについてはそれぞれ8, 6 0 0 円、1 0, 5 0 0 円又は1 2, 9 0 0 円）に1 ファイルごとに2 1 0 円を加えた額
	ヌ 幅8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき1, 8 0 0 円（日本産業規格X 6 1 4 2 に適合するものについては2, 6 0 0 円、国際規格1 5 7 5 7 に適合するものについては3, 2 0 0 円）に1 ファイルごとに2 1 0 円を加えた額
	ル 幅3 ・8 1 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき5 9 0 円（日本産業規格X 6 1 2 9 X 6 1 3 0 又はX 6 1 3 7 に適合するものについては、それぞれ8 0 0 円、1, 3 0 0 円又は1, 7 5 0 円）に1 ファイルごとに2 1 0 円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき3 9 0 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6, 8 0 0 円（1 6 ミリメートル映画フィルムについては1 3, 0 0 0 円、3 5 ミリメートル映画フィルムについては1 0, 1 0 0 円）に記録時間1 0 分までごとに2, 7 5 0 円（1 6 ミリメートル映画フィルムについては3, 2 0 0 円、3 5 ミリメートル映画フィルムについては2, 6 5 0 円）を加えた額

9 スライド及び録音テープ（第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 6 8 0 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5, 2 0 0 円（スライド 2 0 枚を超える場合にあっては、5, 2 0 0 円にその超える枚数 1 枚につき 1 1 0 円を加えた額）
備考 1 の項ハ若しくはニ、2 の項ハ又は 7 の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。		